

議案第 6 号

那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

那須烏山市条例第 号

那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第77号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第9条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかのものを利用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。 (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード、<u>特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。次条において同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。次条において同じ。）</u> (2) 略 （電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付） 第9条の3 第9条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機と当該印鑑登録者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に市長が印鑑登録原票との照合に必要と認める事項を入力することにより、印鑑登録証の交付の申請をすることができる。この場合において、印鑑登録者は、次の各号のいずれかのものを利用して、入力する事項についての情報に電子署名（公的個人認証法第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者	（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付） 第9条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかのものを利用して、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。 (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード (2) 略 （電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付） 第9条の3 第9条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機と当該印鑑登録者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に市長が印鑑登録原票との照合に必要と認める事項を入力することにより、印鑑登録証の交付の申請をすることができる。この場合において、印鑑登録者は、次の各号のいずれかのものを利用して、入力する事項についての情報に電子署名（公的個人認証法第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者

を確認するための電子証明書と併せて送信する方法により申請しなければならない。 (1) 公的個人認証法第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録された個人番号カード、<u>特定在留カード又は特定特別永住者証明書</u> (2) 略 2・3 略	を確認するための電子証明書と併せて送信する方法により申請しなければならない。 (1) 公的個人認証法第3条第1項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書が記録された個人番号カード (2) 略 2・3 略
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。